

「判定員」の受験資格について

令和3年5月13日

「令和3年度滋賀県職員採用選考 第1次考査受験案内」 P3

修正前	修正後
<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 4年制大学において、心理学を専修する学科またはこれに相当する課程（臨床心理学を専攻した者に限る。）を修めて卒業後、採用日において2年以上の臨床経験（大学院における演習を含む。）を有する者で、昭和62年4月2日以降に生まれたもの</p> <p>(2) 大学院の修士課程または博士課程前期課程（臨床心理学を専攻した者に限る。）を修了し、かつ、採用日において2年以上の臨床経験（大学院における演習を含む。）を有する者で、昭和62年4月2日以降に生まれたもの</p>	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 4年制大学において、心理学を専修する学科またはこれに相当する課程（臨床心理学を専攻した者に限る。）を修めて卒業後、採用日において2年以上の臨床経験（大学院における演習を含む。）を有する者で、昭和62年4月2日以降に生まれたもの</p> <p>(2) 大学院の修士課程または博士課程前期課程（臨床心理学を専攻した者に限る。）を修了（<u>令和4年3月までに修了する見込みの者を含む。</u>）し、かつ、採用日において2年以上の臨床経験（大学院における演習を含む。）を有する者で、昭和62年4月2日以降に生まれたもの</p>

※(2)について、修了する見込みの者を含むことを明記しました。